



平成 29 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 **ニチコン株式会社**
代表者名 代表取締役社長 吉田 茂雄
(コード:6996 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員専務 IR室長 近野 斉
(TEL. 075-231-8461)

電解コンデンサ事業に関する米国司法省との合意について

当社は、平成 29 年 7 月 11 日 (米国時間)、米国司法省との間で、電解コンデンサの販売に関して当社が米国競争法に違反したとの嫌疑について、罰金 42 百万米ドル (約 47 億円) の支払い等を内容とする司法取引に合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の一件を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、法的理解の周知徹底と更なるコンプライアンス体制の改善を図り、全社一丸となって信頼の回復に努めてまいり所存です。

記

1. 経緯

当社は、平成 26 年 3 月以降、米国司法省による電解コンデンサに関する調査に全面的に協力してまいりましたが、今般、適用法令、事実関係等を総合的に勘案し、外部専門家等の助言を得た上で、米国司法省との間で上記司法取引契約を締結することを決定いたしました。

2. 業績への影響

司法取引に伴い、平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算において、上記金額を特別損失として計上いたしますので、本日付で公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」とおり、平成 30 年 3 月期の業績予想を修正しております。

3. 再発防止策

当社は、これまでもコンプライアンス経営の一環として競争法の遵守の周知と徹底に取り組んでまいりましたが、今回、徹底が不十分であったことが判明し深く反省しております。今後は信頼回復に向け、当社経営トップの指揮の下、競争法コンプライアンス委員会が主導し、これまで以上に当社グループ全体で競争法に関するコンプライアンスの周知と徹底を進めてまいります。

具体的には、業務遂行にあたり遵守すべき基本的事項を定めた競争法コンプライアンス規程を制定し、競争法コンプライアンス委員会および内部・外部通報窓口を設置するとともに、国内外の各グループ会社を含めた全拠点に競争法コンプライアンス担当責任者を置きました。また、研修を実施し当社グループの全役職員にその周知徹底を図るとともに、定期的な内部監査の仕組みを構築しました。

これらの再発防止策を着実に継続し、より一層の意識啓発を進めることで、競争法遵守の徹底に努めてまいります。

以上